

議案第168号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び第32条の2」を「、第32条の2及び第32条の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第2項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第17条中「及び第32条第1項」を「、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項」に改める。

第19条中「及び第32条の2」を「、第32条の2及び第32条の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第23条中「及び第32条第2項において準用する同条第1項」を「、第3

2条第2項において準用する同条第1項並びに第32条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項」に改める。

第25条中「第32条」の次に「及び第32条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第32条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第32条の2第2項第1号中「規定する場合」を「掲げる納付義務者の区分」に、「規定する割合」を「定める割合」に改める。

第32条の3第1項中「及び第32条第1項」を「、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項」に改め、同条を第32条の5とし、第32条の2の次に次の2条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の3 当該年度において納付義務者の世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあっては、出産の日。次条において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予

定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあつては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

2 当該年度において第32条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者があつた場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める額を減額して得た額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と、前項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第32条の4 出産被保険者の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 納付義務者の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにする書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにする書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにする書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき内容を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第2項中「及び第32条の3」を「、第32条の3第1項及び第2項並びに第32条の5」に、「に係る第32条の3」を「に係る第32条の5」に改め、「あるのは「特例対象被保険者等」と」の次に「、第32条の3第1項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該出産被保険者が特例対象被保険者である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民

税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該出産被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該出産被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。次項において同じ。) 」と」を加える。

附則第3項第1号中「第32条の3」を「第32条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第32条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者の産前産後の期間に相当する保険料を減額すること等のため、この条例を制定するものである。